工場立地法の届出について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工場の新設（敷地・建築面積の増加、用途変更により特定工場となる場合含む）は届出が必要 | 新設届（法第６条第１項） | 事前の届出※ |
| 工場敷地面積の増減は届出が必要 | 変更届（法第８条第１項） | 事前の届出※ |
| 生産施設面積の増加は届出が必要 | 変更届（法第８条第１項） | 事前の届出※ |
| 緑地・環境施設面積の減少は届出が必要 | 変更届（法第８条第１項） | 事前の届出※ |
| 既存工場の最初の変更は届出が必要 | 変更届（一部改正法附則第３条第１項） | 事前の届出※ |
| 届出者の氏名、名称及び住所の変更は届出が必要。ただし、法人の代表者変更は届出不要。 | 氏名等変更届（法第１２条第１項） | 事後の届出 |
| 地位の承継（譲渡、借受、相続及び合併等）は届出が必要 | 承継届（法第１３条第３項） | 事後の届出 |
| 工場等の閉鎖は届出が必要 | 廃止届（運用例規集２－１－１－１７） | 事後の届出 |
| 生産施設以外の施設（事務所、倉庫等）の新増設は届出が不要 |
| 修繕に伴い増加する生産施設面積の合計が３０㎡未満の場合は届出が不要 |
| 生産施設の撤去のみを行う場合は届出が不要 |
| 緑地・環境施設面積の増加は届出が不要 |
| ※　工事着工９０日前までに届出を行う必要がありますが、承認を受ければ、届出から工事開始までの期間を最大３０日まで短縮することが出来ます。 |